

消費者被害を防ぎましょう

比較的多い消費者被害の種類について

・着物の買取り

着物の買い取りを理由に訪問し、最終的には貴金属の買い取りの話を持ち出してくる。

・屋根の修理や下水管の清掃等

屋根や下水管の清掃後、(低額な請求後)にシロアリ駆除等の話をしてくる。

・送り付け商法等

海産物等を送り付け多額の料金の支払いを請求される(最近、広島市内で増えています)。

☆この様な業者には気をつけよう

・いきなり電話、もしくは訪問してくる。・クーリングオフの説明や契約書が無い。

・事前に見積もり金額等をはっきり提示をせずに、事後に請求してくる。

(早めに家族の方や包括支援センター、担当のケアマネジャーさんに相談しましょう。)

○こんな人は気をつけよう

- ・一人暮らし。
- ・身近に相談できる人がいない。
- ・自分は騙されないと思っている。
- ・自分はいい人だ。

騙されたと思ったら?

【消費者センターに相談】 私たちが消費者トラブル等に巻き込まれた場合に相談できる公的な機関です。

広島市消費生活センター ☎082-223-6111 平日(月~金)9時~17時

消費者ホットライン ☎188 最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

【クーリングオフの手続を】 クーリングオフは基本(受領日から)8日以内です。
クーリングオフのハガキの記入例

クーリングオフの留意点

・ハガキの場合は特定記録郵便で送付しましょう(ハガキのコピーも取りましょう)

適用外の事例

- ・3千円以下の契約
- ・通販やネットショッピング、店舗での買い物
- ・過去1年間に同じ業者と取引している場合

郵便はがき

切手	簡易書留 又は 特定記録	自分の住所 自分の氏名	北海道〇〇市……〇〇番地
〇〇	〇〇販売株式会社	御中	

右の契約を解除します。
平成〇年〇月〇日

●契約(申込み)年月日 平成〇年〇月〇日
●販売業者購入業者名 〇〇販売株式会社
●担当者名 〇〇太郎
●商品名 羽毛布団
●契約金額 〇〇,〇〇〇円

注意 各種例外があるため詳細は専門家に相談しましょう。

高齢者の総合相談窓口です
広島市三入・可部地域包括支援センター

包括だより

令和3年9月10日発行
第7号

広島市安佐北区三入五丁目16番31号
☎082-516-6611



毎週、土曜日開催



会場は山田自治会集会所

令和3年7月24日、新しい介護予防拠点

「山田地区いきいきサロン」

が立ち上がりました!!



お世話役の
三島氏(左)と寺島氏(右)

講師は
介護老人福祉施設山まゆ
竹原佑輔 作業療法士



みなさん
ご参加をお待ち
しています!



体力測定中

熱中症予防講座を開催しました



会場：桐陽台コミュニティセンター

7月15日にサロンすきっぷにて熱中症予防講座を行いました



このTシャツが目印です



熱中症予防対策アドバイザーとは

環境省・地方自治体・企業やメディア・地域コミュニティなどが官民一体で熱中症予防の声かけ輪を広げていく「熱中症予防声かけプロジェクト」。
このプロジェクトから生まれた「熱中症対策アドバイザー」は専門的な知識を備え、適切な対策を講じることができる専門家として各分野で活躍しています。

当センターの松岡社会福祉士が熱中症対策アドバイザーの資格を取得しました！

な、なんと「コガネキノカラカサタケ」が生まれました！！ 食べられるの??

8月の長雨の時期、ふと見ると三入・可部包括玄関の鉢植えに黄色いきのこが生えていました!!

コガネキノカラカサタケとは？

ハラタケ目ハラタケ科に属するキノコ。熱帯性であり、沖縄などで夏から秋にかけ植え込み、芝生上、室内の植木鉢などあらゆる場所に発生する。腐葉土など養分の多い土壌を好み、本州でも見られるが自生はせず、熱帯地方から持ち込まれた腐葉土に混ざった菌から発生することが多い。



お知らせ

介護保険施設における負担限度額が変わります

令和3年
8月1日
から

○介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への助成（補足給付）を行っています。

※補足給付は、世帯全員（別世帯の配偶者を含みます）が市町村民税非課税の場合が対象です。

○令和3年8月から、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を認める観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方には、食費の負担額の見直しを行います。

Q どのような改正がおこなわれるのですか？

A ①認定要件である預貯金額が、以下のとおり変わります。

なお、今回の見直しで補足給付の対象外となる方でも、預貯金額が減少して、認定要件を満たすこととなった場合には、申請により負担軽減の対象となります。

	R3.7月まで	見直し後(R3.8月～)
年金収入等※80万円以下(第2段階)	単身 1,000万円	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)	夫婦 2,000万円	単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超(第3段階②)		単身 500万円、夫婦 1,500万円

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他の合計所得金額。

②介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費（日額）の負担限度額が変わります。

なお、居住費の負担限度額は、変更ありません。

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	見直し後(R3.8月～)	R3.7月まで	見直し後(R3.8月～)
年金収入等※80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

補足給付の対象ではない方※

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は、1,392円→1,445円（日額）に変わります。

（注）生活保護受給者や高齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。